

産学連携における秘密情報保護のためのガイドライン

令和2年2月18日

学術・社会連携推進機構決定

1 目的

本ガイドラインは、広島大学と民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との間で、秘密保持の義務の条項を含む契約に基づく共同研究や受託研究、学術指導等の産学連携活動（以下「産学連携活動」という。）を実施するに当たり、秘密情報を適切に管理することにより、秘密情報を保護し、産学連携活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

なお、インターンシップ等、教職員や学生が産学連携活動の実施以外の目的で民間機関等を訪問する場合における秘密保持についても、本ガイドラインに準ずるものとする。

2 定義

本ガイドラインにおいて「秘密情報」とは、以下のものをいう。

(i) 産学連携活動を実施するにあたり、民間機関等から開示や提供を受けた情報、知り得た情報あるいは産学連携活動の実施中に発生した情報のうち、民間機関等と秘密とすることに合意した情報であって、関連する契約により秘密保持の義務が課せられた情報。

(ii) 当該産学連携活動とは異なる産学連携活動にかかる秘密情報、あるいは産学連携活動に含まれない未公開の学内研究成果。

秘密情報の例には、次のような情報がある。

- (1) 特許出願前や公表前の研究成果情報、未公開とするノウハウ情報
- (2) 民間機関等固有の情報（顧客情報、競合情報、事業・開発計画情報、未公開の商品情報、未公開の技術情報、個人情報等）
- (3) 民間機関等との契約情報（民間機関等の名称、産学連携活動の名称、契約額、契約期間、関係者名、研究内容、契約条件等の契約内容、契約の存在自体等）

なお、次の情報は、秘密情報から除外する。

- (1) 民間機関等から開示や提供を受ける以前に、既に公知公用であったもの
- (2) 民間機関等から開示や提供を受ける以前に、既に広島大学が所有していたことを証明できるもの
- (3) 民間機関等から開示や提供を受けた後に、広島大学の責に帰すことなく公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに取得したもの

3 秘密情報の形態

秘密情報の形態には、次のような例がある。なお、秘密情報を含む書類、電子記録媒体、サンプルや供試体等を「有体秘密情報」という。

- (1) 書類や電子記録媒体に記録された情報であって、秘密情報である旨の指定がなされている情報

- (2) 有体秘密情報に限らず、あらかじめ秘密とすることを民間機関等と合意している、あるいは未公開の学内研究成果である、実験や解析結果に関わる情報
- (3) 民間機関等から口頭又は視覚的方法により開示された情報であって、開示に際し、書面等により秘密情報である旨の指定がされた情報
- (4) 民間機関等から提供されたサンプルや供試体等に付随する情報で、その形状や材質に秘密情報が含まれることを書面等により指定された情報
- (5) 民間機関等への訪問等により知り得た情報であって、書面等により秘密情報である旨の指定がされた情報
- (6) 情報の性質、開示の状況から合理的に秘密であると理解される情報

4 ガイドラインの対象者

本ガイドラインの対象者は、教職員、学生とする。教職員とは、教員、職員、研究員その他の広島大学に雇用されている者とし、学生とは、教職員の指導の下で産学連携活動に参加し、秘密情報を入手した学生あるいは入手する予定のある学生とする。

5 秘密情報の管理体制

秘密情報管理に資する共通的な施策や措置を推進するため、理事・副学長（社会産学連携担当）を広島大学の管理責任者（以下「大学管理責任者」という。）とし、産学連携活動を実施している部局等の長を当該部局等の管理責任者（以下「部局管理責任者」という。）とする。

産学連携活動の契約における研究代表者あるいは主たる担当教職員（以下「研究責任者」という。）は、当該産学連携活動の実施に関わる秘密情報管理の責任を負うものとし、

a 上記2(i)の当該産学連携活動にかかる秘密情報について、当該契約に基づく秘密保持の義務の有効期間中、秘密漏洩防止につき必要な措置を講ずるとともに、秘密情報管理の徹底に努めるとともに、

b 上記2(ii)の当該産学連携活動の範囲外の秘密情報について、当該情報が紛れ込むことのないよう秘密漏洩防止につき必要な措置を講ずるとともに、秘密情報の分離管理の徹底に努める。

研究責任者は、秘密情報管理に疑義が生じた場合、速やかに部局管理責任者に報告し、部局管理責任者は、大学全体に関わる重要なものは、大学管理責任者に報告する。

産学連携活動の実施において秘密情報を入手した研究者や学生は、自ら秘密情報の管理を徹底するとともに、秘密情報の取扱いにおいて、研究責任者の指示に従う。

産学連携活動に関わる学術・社会連携室の教職員、URA あるいは法人本部、部局等の事務担当者は、それぞれの部署の管理体制の下で秘密情報の管理を徹底する。

6 秘密情報保護のための措置

秘密情報保護のため、以下に示す措置を行う。

- (1) 教職員、学生は、秘密情報を取り扱うに当たり、秘密情報である旨の表示や書面等による明示あるいは附番管理するとともに、他の産学連携活動にかかる秘密情報、ある

いは産学連携活動に含まれない未公開の学内研究成果との分離管理を徹底することに努める。研究責任者は、そのような取扱いをするよう指導する。

- (2) 研究責任者は、秘密情報を閲覧あるいは利用することができる者の範囲を設定した上で、保管場所の施錠管理、入退室制限や記録、防犯カメラ設置等の区域制限を適宜行う。
- (3) 研究責任者は、秘密情報を含む資料等の回収、ノートパソコン等の固定、記録媒体の複製制御、私物 USB メモリ等の持ち込みや利用の制限等、秘密情報の無断複製や持ち出しを物理的、技術的に制限する措置を適宜行う。
- (4) 大学管理責任者、部局管理責任者は、教職員、学生、研究責任者が秘密情報保護のための措置を行うために必要な産学連携活動の環境整備に努める。
- (5) 大学管理責任者、部局管理責任者は、秘密情報の取扱いのマニュアル等を適宜策定・周知し、秘密情報に対する認識向上を図るとともに、日常的な啓発により、モラルや職場の信頼関係の維持・向上を図る。

7 産学連携活動に学生を参加させる場合の措置

学生を産学連携活動に参加させる教職員（以下「指導教員等」という。）は、産学連携活動への参加に伴い、民間機関等との関連契約や本ガイドライン、民間機関等の関連社内規程等（以下「関連契約等」という。）を遵守する必要があることを学生に十分に説明した上で、学生の自主的意思を尊重して参加させる。

関連契約等を遵守する必要があることを説明したことにより学生が産学連携活動に参加しないことになった場合でも、指導教員は、当該学生が教育や研究上の不利を被らないように配慮する。

指導教員等は、産学連携活動に参加する学生に、産学連携活動に参加する前に、関連契約等を遵守することを誓約させ、誓約書に署名させる。

指導教員等は、産学連携活動に参加した学生が卒業、修了あるいは退学するときは、産学連携活動において学生が取得した有体秘密情報を全て指導教員等に移管させた上で、広島大学の学生でなくなった後も秘密保持の義務が存続する秘密情報の内容を確認させる。

8 教職員が広島大学の身分を失う場合の措置

退職等により広島大学の身分を失う教職員は、産学連携活動に従事した際に負った秘密保持の義務の内容を確認し、自己の保管する有体秘密情報を研究責任者の指示あるいは産学連携活動の契約の取り決めに従って、相手方へ返却、廃棄、あるいは研究責任者又は部局管理責任者に移管するものとし、研究責任者あるいは部局管理責任者の了解なしに、持ち出し、開示、使用をしてはならない。

部局管理責任者は、広島大学の身分を失う教職員に対し、教職員は、広島大学の就業規則の規定により、広島大学の身分を失った後も、在職中に知り得た秘密、個人情報を他に漏らしてはならないことを確認させるとともに、必要に応じて秘密保持の誓約書を提出させることができる。

以上